令和８年（フ）第３４０号
静岡市清水区蒲原751番地の10　日軽白銀社宅Ｂ54
債務者　島　　英之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５４９号
静岡市清水区北矢部848番地　ハートきたやべ、旧住所静岡市清水区村松66番地の22　ハイコーポ泉101
債務者　徳永　典子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９６号
静岡県牧之原市大沢154番地１　赤堀アパート　Ｆ
債務者　鈴木　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６号
静岡県富士市石坂135番地の９　コーポリマⅠ－101号
債務者　米山　哲史
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０７号
静岡県富士市富士町６番15号　ダイエービル201号、前住所静岡県静岡市清水区庄福町８番１号　サンパレス211
債務者　池田　知美（旧姓添田）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２８号
三重県鈴鹿市岸岡町3098番地の38　ジュネス千代崎202号
債務者　大西　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３５号
三重県津市高茶屋二丁目41番５号　グリーンヒル203、前住所三重県津市高茶屋小森町1704番地48
債務者　菅　古都絵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４８号
三重県津市芸濃町椋本892番地11
債務者　柳原　君子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５４号
三重県津市上浜町六丁目201番地３　サンシャトー上浜103号
債務者　徳田　裕太郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７６号
三重県名張市春日丘２番町135番地
債務者　松山　　圭（旧姓辻脇）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２４７号
三重県四日市市大字茂福209番地１　シティハイツ藤２Ｄ
債務者　工藤　勝利
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
三重県桑名市赤尾台七丁目15番地
債務者　清水真結美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第５６号
滋賀県米原市岩脇261番地10
債務者　沢田　純歩
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第６１号
滋賀県長浜市加田町1405番地　ビレッジハウス加田　１号棟　310号室、前住所滋賀県長浜市勝町763番地　グランシャリオ　202号室
債務者　斎藤　　修
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市宮長270番地１　メゾンユナイツＢ－101号、旧住所鳥取県鳥取市気高町下光元564番地１
債務者　大坪　結香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６８号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津350番地　カーサ・オランジュ206号
債務者　石井　祐斗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５６４号
岡山市南区福田62番地３　グレーシア福田103号
債務者　大上　達也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部